

OMIYA NEWS



No.202

2024年7月3日

JR 東労組大宮地本

大地申 第28号

「運転士による車掌業務の

一方的な運用拡大」に伴う

7月3日提出! 緊急申し入れを行う!!

- 1. 大地申第23号団体交渉にて「他箇所での運用となった場合、 必要な情報は提供する」と回答したが、今回「相互運用(運転士 による車掌業務)について」を一方的に職場周知を行った経緯 を明らかにすること。
- 2. 大地申第23号団体交渉での確認事項や議論経過に基づき運用すること。尚、さいたま運転区においては浦和統括センター発足後の運用とすること。

JR東労組大宮地本は、大地申第23号宇都宮統括センターにおける「運転士による車掌業務の相互運用について」 に関する申し入れにて労使議論を行ってきましたが、大宮支社の他箇所での運用は決まっていなかった事からも団体 交渉の最後に「今後他箇所での運用となった場合、必要な情報は提供していく」とも示されています。

突如6月26日、小山運輸区、大宮統括センター乗務ユニット、さいたま運転区において「相互運用(運転士による車掌業務)について」という内容が職場周知されています。職場では突如として運用される事態に対して管理者に質問した結果、不十分な説明と現場社員を軽視した姿勢に対して不審感や不安感を一層強く抱かせる事態となっています。

大地申第23号: 労使確認事項

- ・技量維持の観点も加味し勤務指定していく
- ※運転士交番を基本に

月2回程度の車掌行路を指定していく

- ・運転士から車掌への勤務変更は行わない
- ・勤務指定(25日)前のコミュニケーション
- ・必要な訓練、教育について など

○職場の管理者の発言一部紹介・・・

- ・運用の内容についてはこれから検討していく
- ・混乱する乗務員の気持ちは分かる・・
- ・相互運用は昔から検討されていた
- ・支社で決めたものが現場におりてきている
- |・年齢制限はない・エルダー社員もやるかも・
- ・時期は検討中・・・・・
- ・視野を広げやりがいを・・
- ・公募制で希望は聞かない・・



現場を混乱・不安にさせる 一方実施は許されない!!

